

事業再生・債権管理

Restructuring, Rehabilitation and Debt Management

Newsletter

〈2022年1月号〉

目次

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら

✉ [【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

1

中国子会社の撤退について
～清算・破産に関する法制度と現状～



2

破産債権者は、官報公告をみななければならないか？
(宇都宮地判令和3年5月13日判例タイムズ1489号69頁)



中国子会社の撤退について ～清算・破産に関する法制度と現状～

松本 亮
Ryo Matsumoto

PROFILEはこちら



1 はじめに

中国に現地法人を有する日系企業が中国からの撤退を考える場合、大きく分けて、第三者に対する持分譲渡、清算及び破産の3つの方法があります。買主が見つければ、持分譲渡手続が最も迅速かつ簡便ですが、買主が見つからない場合には、清算か破産を選択することになります。以前は外資の中国子会社が破産を申し立てたとしてもなかなか受理されなかったのですが、現在では認められるようになり、破産も選択肢の一つとなっています。本稿では清算と破産に関する法制度と現状をご紹介します。

2 清算か破産かの判断基準

中国子会社の資産が負債よりも多く、すべての債務を支払うことができる場合には清算手続が可能です。他方で債務超過になっている場合には、破産手続によることになります。ただし、BS上の資産が負債より多い場合であっても、実際には資産価値が毀損している場合があるため、清算が可能かどうか予めシミュレーションしておく必要があります。

3 清算手続の概要

中国における清算手続の流れは以下の通りです。



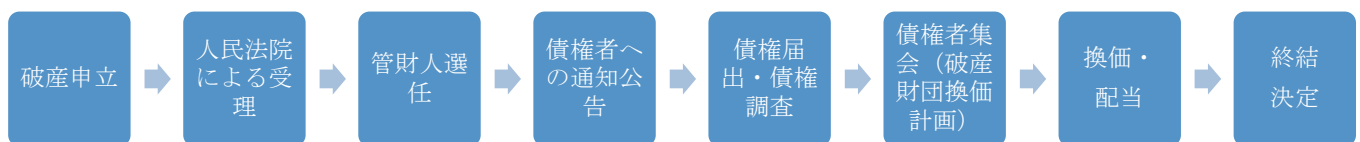
4 清算手続を行うにあたっての留意

中国の清算手続における最大の難所は、税務抹消手続のフェーズです。中国の税務当局からすると、外商投資企業から税金を取ることができる最後のチャンスになりますので、税務当局から、過去の経営において税務上問題となる処理がないどうか調査されることになります。税務調査の結果、実際に追徴課税がなされるかどうか、なされたとしてどの程度の追徴が必要となるかはケースバイケースですが、追徴課税を支払うことができず清算ができないという事態に陥らないよう、清算を行う前に税務DDを行い、十分な資金を確保してから清算手続に入ることもあります。

また中国では地域によって、当局から必要書類や書式等に関して特別な指導を受ける場合があります。そのため清算を開始するにあたっては、予め市場監督管理局に対し、必要書類や書式等について確認しておくことが望ましいです。日本の親会社が署名・押印しなければならない株主会決議等もあり、当局に指摘を受けてから改めて作成するとすると時間と手間を要する場合があります。

5 破産手続の概要

中国における破産手続の流れは以下の通りです。



6 破産手続を行うにあたっての留意点

企業破産法10条によれば、人民法院は、原則として破産申立を受領してから10日以内に受理の是非を裁定しなければならないとされていますが、近時は破産案件が増加しているこ

まず人民法院に対して破産申立を行います。債務者が期限の到来した債務を弁済できない場合、又は資産がすべての債務を弁済するのに不足する場合には、破産申立が可能とされています。中国では債務者自身による破産申立はもちろん、債権者による破産申立が日本に比べると簡便であるため利用されることが多いです。次に破産申立を受けた人民法院は受理するかを決定することになります。日本では形式的要件を満たせばすぐに受理されますが、中国では必要書類が揃っているかといった形式的要件の他、破産手続開始要件を満たすか、労働関係を適切に処理したかもしくは処理できる見込みかどうかといった実質的な判断を行うため、なかなか受理してもらうことができません。無事に受理されると破産管財人が選任されることとなりますが、近時は破産案件が増加しているため、なかなか破産管財人が選任されないのが現状です。その後、債権者からの債権届出、債権調査を経て債権者集会が開催され、その後の破産財団の換価等を経て、再度債権者会議が開催され配当案が決議されることとなります。配当案に従った弁済を行った後、破産手続の終結決定がなされ、市場監督管理局において抹消登記がなされることとなります。

とから、申立から半年以上経過して、ようやく受理されたという案件もあります。したがって、破産を選択する場合には、申立から破産手続が開始するまでかなりの長期間を要することを念頭に置いておく必要があります。

また人民法院に破産申立が受理されるかどうかにおいて、実務上、労働債務を支払うことができるかが大きな判断基準となっています。具体的には労働者に対する未払給与や経済補償金等を支払ったか、もしくは支払う見込みがある形で合意をしていることが重要です。労働債務の支払の目途が付かない場合には破産すらできない(事実上放置せざるを得ない)のが現状です。したがって破産を考える場合には、少なくとも労働債務をある程度支払うことができる余裕のあるうちに、検

討を開始することが重要です。

7 最後に

以上のとおり、外資の中国子会社の撤退において、清算のみならず破産も選択肢の一つとして認められるようになりました。ただし、実際には上記のような問題点がありますので、仮に中国からの撤退を考える場合には、早期に専門家にご相談いただくことが望ましいと考えます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)

破産債権者は、官報公告をみななければならないか？ (宇都宮地判令和3年5月13日判例タイムズ1489号69頁)

田中宏岳
Hirotake Tanaka



PROFILEはこちら

1 はじめに

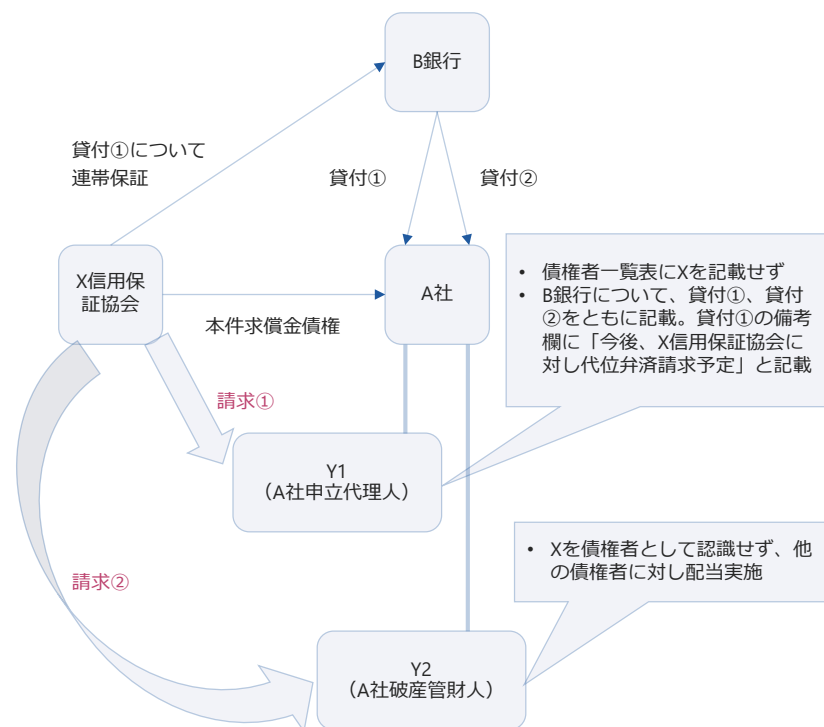
破産手続が開始されると、当該事実は官報に公告されるとともに、知っている破産債権者に対して個別に通知されます(破産法32条1項、32条3項)。この知っている破産債権者への通知を行う主体は本来、破産裁判所ですが、実務では、破産管財人が、申立代理人から提出された債権者一覧表に記載のある破産債権者に対して通知書を送付することによりなされています(破産規則7条参照)。では、実際には債権をもっているにもかかわらず、債権者一覧表に記載がなかった

がために通知を受けなかった債権者はどうなるのでしょうか？
本件は、通知を受けなかったために破産手続の存在を知らなかった債権者が、破産手続に参加したとすれば得られたはずの配当金を損害として、申立代理人及び破産管財人を訴えたという事案です。

2 事案の概要

事案の概要は、以下のとおりです。

事案の概要



<時系列>

H31.2	A社がB銀行に対する借受について失期
H31.2.20	Y1→B銀行に対し受任通知送付
R1.5.7	A社破産申立て(本件申立て) Y1左記債権者一覧表を提出
R1.5.24	X→B銀行に対し代位弁済(本件弁済)
R1.5.27	Y1とXの担当職員が電話 X: 本件弁済の実施を報告+残高証明書送付 Y1: 本件申立てを行っていること、A社の代表者が死亡したことにより開始決定がなされていないこと、破産裁判所に対し本件弁済の事実を報告することを発言
R1.7.19	A社につき破産手続開始決定(本件開始決定) Y2が破産管財人に選任
R1.7.30	破産裁判所による公告+開始通知(本件通知) Xに本件通知されず
R1.8.13	B銀行貸付②のみ債権届出
R1.8.24	Xが破産債権の届出をすることなく債権届出期間の末日が経過
R1.10.23	債権調査期日
R2.1.20	簡易配当許可
R2.2.26	配当実施 破産債権額: 2億9400万円 配当原資: 5500万円 Xが本件求償金債権(2500万円)を届け出て確定していれば、430万円の配当が得られた = 損害
R2.3.5	Y1とXの担当職員が電話 Xが初めて本件開始決定を知る

X信用保証協会は、破産者A社がB銀行から借り入れた貸付金につき連帯保証をしていました。A社の破産申立代理人Y1は、破産手続の申立て時点でXの代位弁済が完了していませんでした。債権者一覧表にXを記載せずに破産申立てをしました(ただし、B銀行のA社に対する貸付金2本のうち1本について「今後、X信用保証協会に対し代位弁済請求予定」と備考欄に記載していました)。Xは申立後に2500万円の代位弁済を実行しY1に報告したところ、Y1は破産裁判所に対し当該弁済の事実を報告する旨述べました。

A社の破産管財人に選任されたY2は、Y1から提出された債権者一覧表に従って破産手続開始決定通知を行いました。Xは債権者としての記載がなかったため、通知がされませんでした。もっとも、破産裁判所は破産法に従って破産手続開始の官報公告をしていたため、Xは官報公告をみることで、A社について破産手続が開始していることを知ることができました。

A社の破産手続は開始決定から約7か月後に簡易配当が実施され、破産債権額約2億9400万円に対し配当原資5500万円から按分配当がなされました。Xは、この簡易配当実施後になって初めて、A社について破産手続が開始されていることを知り、不法行為に基づく損害賠償請求として、自身の求償権を届け出たら430万円の配当が得られたことは事実であるとして、Y1及びY2を訴えました。

3 裁判所の判断

裁判所は、Xの申立代理人Y1に対する請求を認め、破産管財人Y2に対する請求を棄却しました。申立代理人には正確な債権者一覧表を裁判所に提出する義務がある(提出した債権者一覧表に誤りが生ずれば訂正する義務がある)一方、破産管財人には関連する破産法の規定からしても、そのような義務はないと判断しています(申立代理人及び破産管財人を務める弁護士の立場からすると、ここでの判示事項はとても興味深いのですが、本稿では割愛します)。

注目すべきは、Xが破産債権を届け出なかったことについてY1との関係で5割の過失相殺がなされている点です。裁判所は5割の過失の認定にあたって、以下のような事情を指摘しています。

- ① 信用保証協会であるXは、保証債務の履行によって金融機関から取得することとなる返済の滞っている債権の回収を業としており、令和元年度にXが裁判所に破産債権の届出を行った回数が144回であったことなどに照らしても、破産手続参加の経験が豊富であり、破産債権届出の実務に相当程度精通しているものであったと認められること
- ② B銀行は、平成31年2月頃の時点で、破産会社が支払停止の状態にあることを知っており、信用保証協会として本件借受けに係る債務を連帯保証していたXは、本件弁済の際に、当然、B銀行から、その情報を得ていたと考えられること
- ③ Xの担当職員は、令和元年5月27日時点で、破産会社について本件申立てがなされていること及びその開始決定がまだされていないことをY1から具体的に聞いて知っていたこと
- ④ 本件開始決定については官報に掲載されて公告されていたのであり、それは破産法が予定している裁判の告知というだけでなく、信用保証協会であるXにとってはその確認を期待するのが酷とはいえないものであること
- ⑤ 「政治経済・時事・倒産情報のJCNET」や「東京経済ニュース」のインターネットのホームページ上に、平成31年2月22日には、破産会社が事業を停止し、本件申立ての準備を行っていることが、令和元年7月30日には、本件破産裁判所が本件開始決定を行ったことが、それぞれ掲載されており、信用保証協会であるXにおいて、それらの情報の確認が困難であったとは考えられないこと

⑥ 仮に、Xの担当職員において、破産会社について破産手続開始の決定がされていない理由が破産会社の代表者の死亡であることを令和元年5月27日にY1から聞いたために、そのような事情であれば開始決定までに時間を要することは不自然ではないとの認識でいたのだとしても、Xの担当職員が本件開始決定を知ったのは令和元年7月19日の本件開始決定から約7か月半後の令和2年3月5日であり(なお、本件開始決定から、これを経過すると破産債権の届出をしても配当の対象とすることができなくなると解される配当に係る除斥期間の経過(令和2年2月4日)までは約6か月半)、Xはかなりの長期間にわたって破産会社について破産手続開始の決定がされたか否かを確認せずにいたこと

4 若干のコメント

上記①の通り、裁判所は届出を怠った債権者の属性を考慮

して5割の過失相殺を認定しており、これを一般化して通常の取引債権者に官報公告を常時確認せよというのはあまりに酷であろうと思われます(④参照)。他方で、②及び③のような経緯や⑤インターネット上の情報から破産手続開始の原因を知り得たという点、破産申立ての事情を知りながら7か月以上も申立代理人に進捗を確認しなかったという点(⑥)は債権者の属性にかかわらず過失として認められ得るものと思われます。常日頃から官報公告で取引先の破産手続開始の有無を調べる義務までではないとしても、破産手続の申立てやその可能性を知った場合には、申立代理人に対し進捗確認をする程度のことは必要であろうと思われます。

なお、本件では申立代理人の過失は明らかと思われますが、債権者一覧表にどこまで正確性のある記載をすべきか(申立代理人としてどこまでの義務があるか)や、破産手続ではなく民事再生、会社更生の場合に本件と同様の理屈が通るかは今後の検討が必要であるように思われます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】